

新型コロナウイルス感染症に係る授業料等の徴収猶予又は分割納入に関する要綱

令和2年5月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人青森公立大学授業料等規程（平成21年規程第4号）（以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 2020年度に納付すべき授業料等の徴収猶予又は分割納入（以下「徴収猶予等」という。）の許可を受けようとする者は、授業料等の徴収猶予・分割申請書（別紙様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

2 申請者は、学生及び保証人の連名とする。

(申請者の要件)

第3条 授業料等の徴収猶予等の申請者は、新型コロナウイルス感染症により著しく収入が減少した者とする。

(審査等)

第4条 理事長は第2条の申請書の提出があったときは、これを審査して授業料等の徴収猶予等の可否を決定し、授業料等の徴収猶予・分割決定通知書（別紙様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(納入期限)

第5条 前条の規定により徴収猶予等が認められた場合における納入期限は2020年度末日までとする。

2 前条の規定により、分割納入が認められた場合における各月の納入期限は、当該納入期限の月末とする。

(取消し)

第6条 授業料等の徴収猶予等の許可を受けた者が、授業料等の徴収猶予・分割申請書に虚偽の事実を記載したことが判明したときは、当該徴収猶予等の許可を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

年 月 日					
授業料等の徴収猶予・分割申請書					
公立大学法人青森公立大学 理事長 様					
学籍番号			第 学年		
申請人 住所 〒					
電話番号					
氏名					印
保証人 住所 〒			氏名		
氏名					印
申請理由 （具体的に記入）					
上記の理由により、2020年度 学期の授業料等を期限内に納付することが困難なので、徴収猶予・分割の許可くださるようお願いいたします。 なお、授業料等については、 年 月末日までに完納いたします。					
【授業料分割内訳】※実習演習費は15,000円となります。					
①授業料	円				
②実習演習費	円				
合計(①+②)	円				
希望する方の番号に○をつけてください。					
1. 年 月 日まで猶予を希望します。（一括納入）					
2. 下記による分割納入を希望します。					
【月額納入内訳】上記合計と月額納入合計が同額になるようご記入ください。					
第1回目 (月)	授業料	円	第7回目 (月)	授業料	円
	実習演習費	円			
第2回目 (月)	授業料	円	第8回目 (月)	授業料	円
第3回目 (月)	授業料	円	第9回目 (月)	授業料	円
第4回目 (月)	授業料	円	第10回目 (月)	授業料	円
第5回目 (月)	授業料	円	第11回目 (月)	授業料	円
第6回目 (月)	授業料	円	合 計		円

※実習演習費は分割第1回目にお支払ください。

様式第2号（第4条関係）

青公大教第 号
年 月 日

様

公立大学法人青森公立大学
理事長

授業料の徴収猶予・分割決定通知書

年 月 日付けで申請のあった授業料の徴収猶予又は分割について、対象者として認定しましたので、下記のとおり授業料等を納入くださるよう通知します。

記

1. 納入回数 一括 ・ 分割

2. 納入金額 一括 円

分割 下記参照願います。

第1回目 (月)	授業料 実習演習費	円	第7回目 (月)	授業料	円
第2回目 (月)	授業料	円	第8回目 (月)	授業料	円
第3回目 (月)	授業料	円	第9回目 (月)	授業料	円
第4回目 (月)	授業料	円	第10回目 (月)	授業料	円
第5回目 (月)	授業料	円	第11回目 (月)	授業料	円
第6回目 (月)	授業料	円	合 計		円

分割納入内訳

3. 徴収期限 一括 年 月 日

分割 上記納入内訳に記載された各月の末日